

公益社団法人八潮市シルバー人材センター会費規程

平成 23 年 5 月 30 日制定

平成 24 年 6 月 29 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人八潮市シルバー人材センター定款第 7 条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第 2 条 会員が一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員の会費は、年額 2,400 円とする。
- (2) 特別会員の会費は、年額 2,400 円とする。
- (3) 賛助会員の会費は、別表に定める額とする。
- (4) 前各号の会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。
- (5) 事業年度の途中で入会した会員は、月割で会費を算出し、円未満を切り捨てた額を会費として納入するものとする。

(納入期日)

第 3 条 会費は、毎年 1 回 6 月末日までに納入するものとする。

2 新規入会申込者は、理事会において入会を承認された後、1 月以内に納入するものとする。

(会費の用途)

第 4 条 会費は、一事業年度における合計額の 50% 以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

別 表

種 別	会 費 額
・個人会員（年額一口）	1,000 円
・法人会員（年額一口）	3,000 円

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。